

平成 14 年 7 月 29 日

各 位

キヤノン販売株式会社

代表取締役社長 村 瀬 治 男

【コード番号：8060 東証第一部】

キヤノンシステムアンドサポート株式会社

代表取締役社長 金 子 徹

【コード番号：8295 東証第一部】

キヤノン・エヌ・ティー・シー株式会社

代表取締役社長 藤 村 隆 史

【コード番号：6431 東証第二部】

株式交換契約締結に関するお知らせ

キヤノン販売株式会社（以下「キヤノン販売」）とキヤノンシステムアンドサポート株式会社（以下「キヤノン S&S」）およびキヤノン・エヌ・ティー・シー株式会社（以下「キヤノン NTC」）は、平成 14 年 5 月 17 日付で調印しました基本合意書に基づき、平成 14 年 11 月 1 日を期してキヤノン販売を完全親会社とし、キヤノン S&S およびキヤノン NTC の両社を完全子会社とする株式交換の準備を進めておりますが、本日開催の当該各社の取締役会決議を経て、株式交換契約を締結しましたのでお知らせします。

1-1. キヤノン販売とキヤノン S&S の株式交換契約の主な内容

(1) 方 法

キヤノン販売がキヤノン S&S の完全親会社となり、キヤノン S&S がキヤノン販売の完全子会社となるため、商法第 352 条第 1 項に定める方法によって株式交換を行います。

(2) 株式交換比率

キヤノン販売は株式交換に際し、自己の保有するキヤノン販売普通株式を、株式交換の日の前日最終のキヤノン S&S の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対して、その所有するキヤノン S&S の普通株式 1 株について、キヤノン販売の普通株式 0.635 株の割合をもって割当交付します。ただし、キヤノン販売が保有するキヤノン S&S の株式についてはキヤノン販売の普通株式を割当しません。

(3) 利益配当の起算日

株式交換に際して交付されるキヤノン販売株式の利益配当金の起算日は、平成 14 年 7 月 1 日とします。

(4) 資本金および資本準備金の額

株式交換により増加すべきキヤノン販売の資本金および資本準備金の額は以下のとおりとします。

- ・資 本 金 増加させません。
- ・資本準備金 株式交換の日にキヤノン S&S に現存する純資産額に、同社の発行済株式総数に対する株式交換によりキヤノン販売に移転する株式数の割合を乗じた額から、キヤノン販売がキヤノン S&S の株主に交付する自己株式の帳簿価格の合計額を控除した額を増加させるものとします。ただし、当該増加額が発生しない場合は、資本準備金を増加させないものとします。

(5) 中間配当金

キヤノン販売は、平成 14 年 6 月 30 日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、1 株当たり 9 円を限度として中間配当を行う予定です。

キヤノン S&S は、平成 14 年 6 月 30 日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、1 株当たり 5 円 50 銭を限度として中間配当を行う予定です。

1-2. キヤノン販売とキヤノン NTC の株式交換契約の主な内容

(1) 方 法

キヤノン販売がキヤノン NTC の完全親会社となり、キヤノン NTC がキヤノン販売の完全子会社となるため、商法第 352 条第 1 項に定める方法によって株式交換を行います。

(2) 株式交換比率

キヤノン販売は株式交換に際し、自己の保有するキヤノン販売普通株式を、株式交換の日の前日最終のキヤノン NTC の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対して、その所有するキヤノン NTC の普通株式 1 株について、キヤノン販売の普通株式 0.365 株をもって割当交付します。ただし、キヤノン販売が保有するキヤノン NTC の株式についてはキヤノン販売の普通株式を割当しません。

(3) 利益配当の起算日

株式交換に際して交付されるキヤノン販売株式の利益配当金の起算日は、平成 14 年 7 月 1 日とします。

(4) 資本金および資本準備金の額

株式交換により増加すべきキヤノン販売の資本金および資本準備金の額は以下のとおり

とします。

- ・資本金 増加させません。
- ・資本準備金 株式交換の日にキャノン NTC に現存する純資産額に、同社の発行済株式総数に対する株式交換によりキャノン販売に移転する株式数の割合を乗じた額から、キャノン販売がキャノン NTC の株主に交付する自己株式の帳簿価格の合計額を控除した額を増加させるものとします。ただし、当該増加額が発生しない場合は、資本準備金を増加させないものとします。

(5) 中間配当金

キャノン販売は、平成 14 年 6 月 30 日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、1 株当たり 9 円を限度として中間配当を行う予定です。

2. 株式交換の日程

平成 14 年 7 月 29 日	株式交換契約承認取締役会 株式交換契約の締結
平成 14 年 9 月 3 日 (予定)	株式交換契約承認臨時株主総会 (キャノン S&S およびキャノン NTC)
平成 14 年 10 月 28 日 (予定)	キャノン S&S およびキャノン NTC 上場廃止
平成 14 年 10 月 31 日 (予定)	キャノン S&S およびキャノン NTC 株券提出期日
平成 14 年 11 月 1 日 (予定)	株式交換の日

商法第 358 条 (簡易株式交換) の規定により、キャノン販売においては、株主総会での株式交換契約の承認決議は予定しておりません。

・ 本件に関するお問合せ先

キャノン販売株式会社	キャノンシステム アンドサポート株式会社	キャノン・エヌ・ティー・シー 株式会社
総務本部 TEL : (043) 211-9053	管理本部 総務部 TEL : (03) 5479-7878	経理部 TEL : (03) 3562-4161

以 上